

桃山公園・江坂公園の魅力向上事業 説明会

吹田市 土木部 公園みどり室



事業背景

吹田市が管理する都市公園等の課題

様々なニーズとまちづくりに対応する再整備

公園施設の管理水準の向上と補修・更新

行財政運営の一層の効率化

柔軟な利用に対するニーズと利用マナーに対する苦情への対応 など

平成29年

都市公園法改正

(公園の再生・活性化制度の充実)

令和元年度

サウンディング調査実施

(民間事業者の参入意欲の確認)

令和2年度 吹田市都市公園等整備・管理方針策定

基本方針 1

主要な都市公園 (千里南、千里北、紫金山、中の島、片山、桃山、江坂、健都レールサイド) の活性化による都市魅力の向上

基本方針 2

都市公園等の配置・規模・機能の再編と適正管理の推進

基本方針 3

多様な主体とのパートナーシップに基づく都市公園等行政の推進

桃山公園・江坂公園の魅力向上事業

公園の目指すべき姿

吹田市におけるパークマネジメントの定義

公園毎に設定する目標像の実現に向け、多様な主体とこれを共有した上で、連携・協働による再整備・管理運営を行うことで、計画的に公園価値の最大化を図る取組

公園の目指すべき姿の策定意義

パークマネジメントの推進にあたり、公園の目標像として設定

※「公園の目指すべき姿」は、別紙配布資料を参照

事業概要

内容

公園の魅力向上を図るため、パークマネジメントの取組として、官民連携による再整備・管理運営を実施

手法

再整備

Park-PFIを活用し、民間事業者が運営する収益施設の設置や、既存の公園施設の改修等を実施

管理運営

指定管理者制度を活用し、民間事業者との連携による公園の管理運営を実施

再整備・管理運営の連携による
相乗効果の発揮

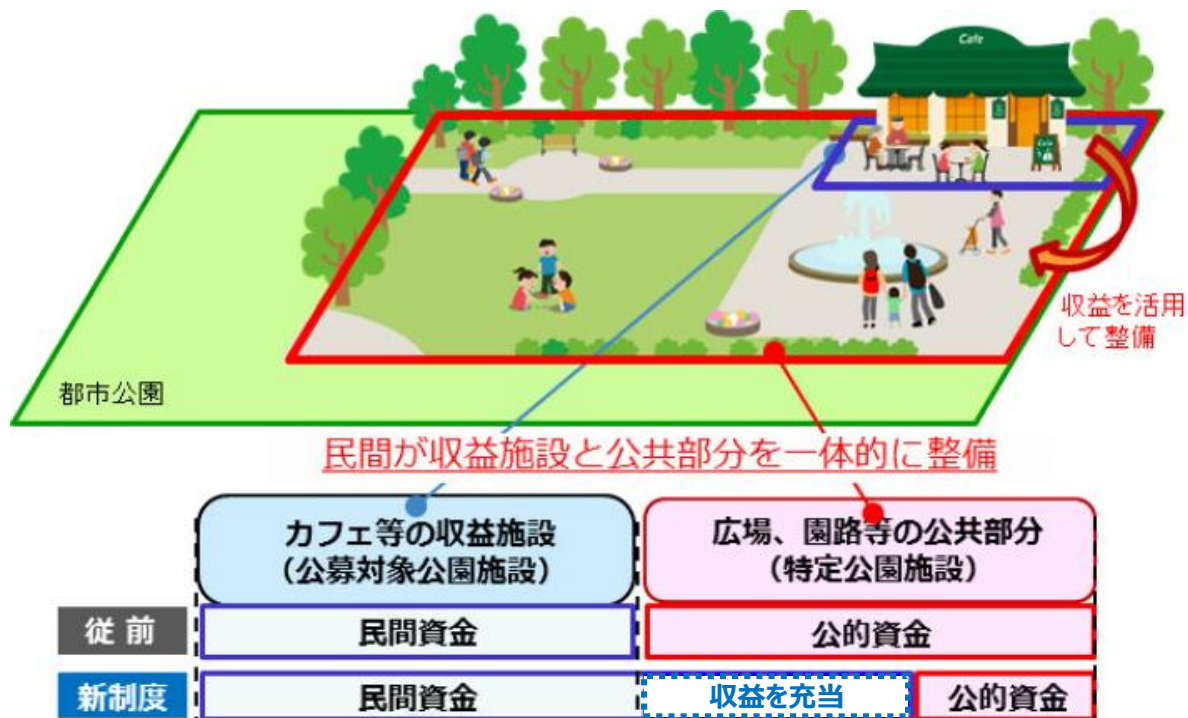
Park-PFI事業者と指定管理者を一括公募
(期間：5年以上20年以内)

Park-PFI・指定管理者制度の概要

Park-PFI

(平成29年都市公園法改正により創設)

カフェ等の収益施設の設置と、収益施設から生じる収益を活用してその周辺の広場・園路等の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度



→市の費用負担を抑えつつ、民間事業者の創意工夫による高質な施設の整備が可能

指定管理者制度

(平成15年地方自治法改正により創設)

公共施設の管理運営に関する権限を指定管理者に委任して行わせる制度

→民間事業者が有するノウハウを活用することにより、サービス向上を図ることで、施設の設置目的の効果的な達成が可能

【ポイント】

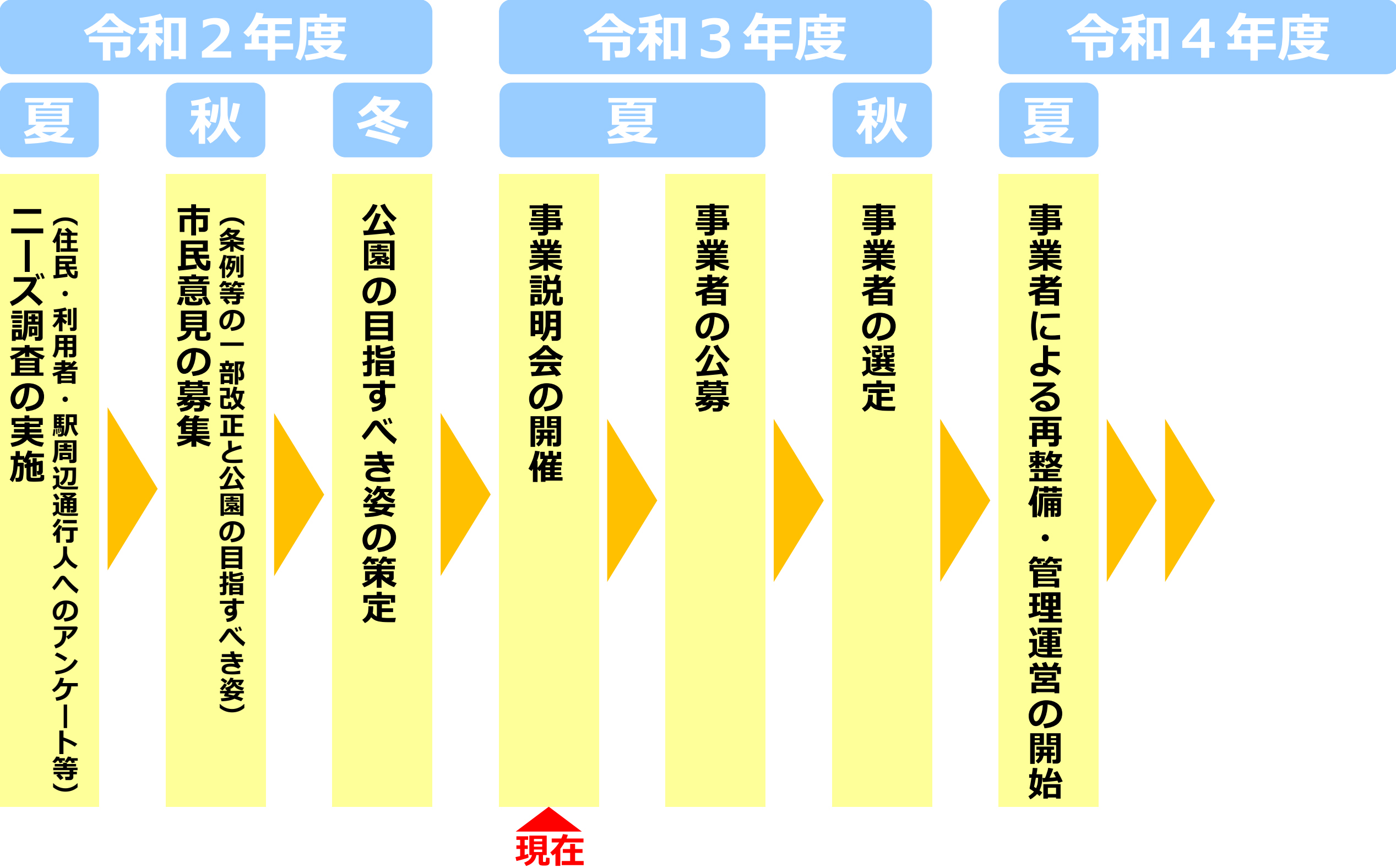
- 管理運営費用は、市が指定管理者に支払う
- Park-PFIにより設置する収益施設の収支状況が、管理運営の水準に影響を及ぼすことはない
- 市民の平等利用は確保する
- 市は、指定管理者による管理運営が適正に実施されているか等を確認し、必要な措置を講じる

条例等の一部改正

Park-PFIと指定管理者制度の導入等のため、令和3年2月市議会で条例等の一部改正が承認

施設名	区分	規程	一部改正の内容
公園	Park-PFI	●吹田市都市公園法施行条例	Park-PFIを導入する都市公園における公募対象公園施設の建蔽率を都市公園法施行令に定めるとおり、10/100を限度として超えることができることとする。
	指定管理	●吹田市都市公園条例 ●同施行規則	Park-PFIに基づく利便増進施設の使用料を定める。 指定管理者を指定し、制限行為の許可、使用料の徴収、公園施設の管理等の業務を行わせることができることとする。指定期間は、5年以上20年以内とする。指定管理者候補者選定委員会を設置する。
	その他(遊園)		遊園について吹田市都市公園条例を適用し、都市公園と同様の監督処分ができることとする。
図書館	指定管理	●吹田市立図書館条例 ●吹田市立健都ライブラリーの指定管理者に関する規則	指定管理者を指定し、江坂図書館の施設の維持管理、受付業務等を行わせることができることとする。指定期間は5年以上20年以内とする。指定管理者候補者選定委員会を設置する。規則名を吹田市立図書館の指定管理者に関する規則とする。

事業スケジュール



ご清聴ありがとうございました
是非ご意見をお聞かせください！



【問い合わせ先】

吹田市土木部公園みどり室

担 当：計画グループ

住 所：〒565-0855

吹田市佐竹台1丁目6番1号

吹田市役所南千里庁舎2階

電 話：06-6834-5364

E-mail：dousei-kouen@city.suita.osaka.jp